

がん対策推進計画について

がん対策基本法（H18.6 制定， H19.4 施行）

- ・ 目的：がん対策の総合的かつ計画的な推進
- ・ 内容：がん対策に関する基本理念
国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務
がん対策の推進に関する計画の策定，がん対策の基本事項

国 がん対策推進基本計画（当初H19.6 制定， 計画期間H19～H23 年度）

- ・ がん対策の基本的方向
- ・ 都道府県がん対策推進計画の基本
～ 5年ごとに必要に応じて変更 ⇒ H24.6 変更， 計画期間H24～H28 年度

広島県がん対策推進計画

「広島県がん対策推進計画」（H20. 3 策定， 計画期間H20～H24 年度）

「 " アクションプラン」（H21.10 策定， 計画期間H21～H24 年度）

〔全体目標〕（H24 年度）

- ①がんの年齢調整死亡率（75 歳未満）の10%減少
- ②すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減 並びに 療養生活の質の維持向上

〔アクションプランの6つの柱と具体的な取組項目〕

がん対策推進計画の項目		アクションプランの項目	
	重点的な取組課題		
がん予防	—	1 がん予防	① たばこ対策 ② 生活習慣の改善 ③ ウイルス性肝炎対策
がん検診	がん検診受診率の向上	2 がん検診	① がん検診の受診率の向上 ② がん検診の精度向上と均てん化
がん医療	がん医療提供体制の充実	3 がん医療	① がん医療連携体制の整備 ② がん診療連携拠点病院の整備 ③ 放射線治療連携体制の構築
	治療の初期段階からの緩和ケア推進	4 緩和ケア	① 緩和ケアの充実 ② 在宅医療（緩和ケア）の充実
情報提供 相談支援	患者の視点に立った情報提供・相談支援の推進	5 情報提供 相談支援	① がんに関する情報提供 ② 患者・家族等の相談支援体制の整備
がん登録	がん登録の推進	6 がん登録	① がん登録の普及 ② 地域がん登録の精度向上 ③ がん登録データの活用